

報告第4号

平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

*地方自治法施行令第145条第2項

「普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。」

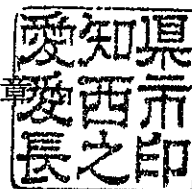
写

26愛西財第122号

平成26年8月15日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

愛西市長 日永貴 章



平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。





平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額 支出済 額の差	左の財源内訳			一般財源	
					特定財源				特定財源				特定財源				
					国 県 支出金	地方債	その他		国 県 支出金	地方債	その他		国 県 支出金	地方債	その他		
2	1	統合庁舎 整備事業 (設計費)	23	円 28,350,000	円	円	円	円 28,350,000	円 28,350,000	円	円	円	円 28,350,000	円	円	円	円
			24														
			25	66,150,000		62,800,000	3,350,000	66,150,000		62,800,000		3,350,000					
			計	94,500,000		62,800,000	31,700,000	94,500,000		62,800,000		31,700,000					

平成26年8月15日提出

愛西市長 日 永 貴

